

第1章 計画の概要

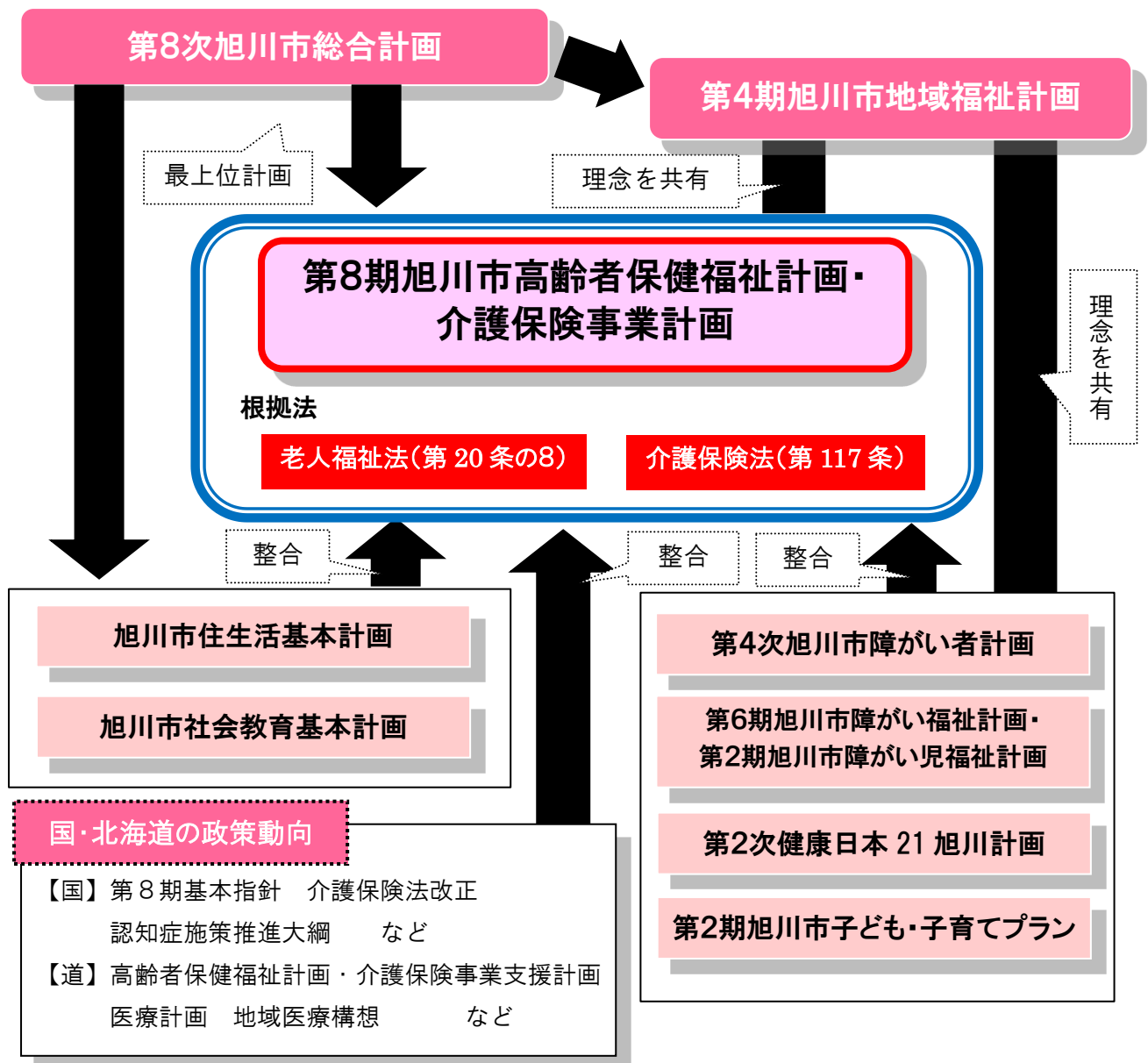
1 計画の策定根拠

第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）は、本市の高齢者保健福祉事業と介護保険事業を含めた、高齢者に対する保健福祉事業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画（介護保険事業計画）を一体のものとして策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、本市における地域包括ケアシステム構築・推進、また、そこからの地域共生社会の実現に向け、高齢者の保健福祉事業を総合的に体系付けるものです（第6章～第8章）。介護保険事業計画は、持続可能な介護保険運営のために、認定者数や介護保険サービスの給付費等を見込み、計画期間内のサービス基盤整備方針や介護保険料を定めるものです（第9章）。

また、策定に当たっては、第8次旭川市総合計画（平成28年度～令和9年度）（以下「第8次総合計画」という。）を最上位計画とし、第4期旭川市地域福祉計画と理念を共有しながら、本市の福祉関連計画をはじめとする他の計画や国、北海道の政策動向とも整合性を図りながら策定します。

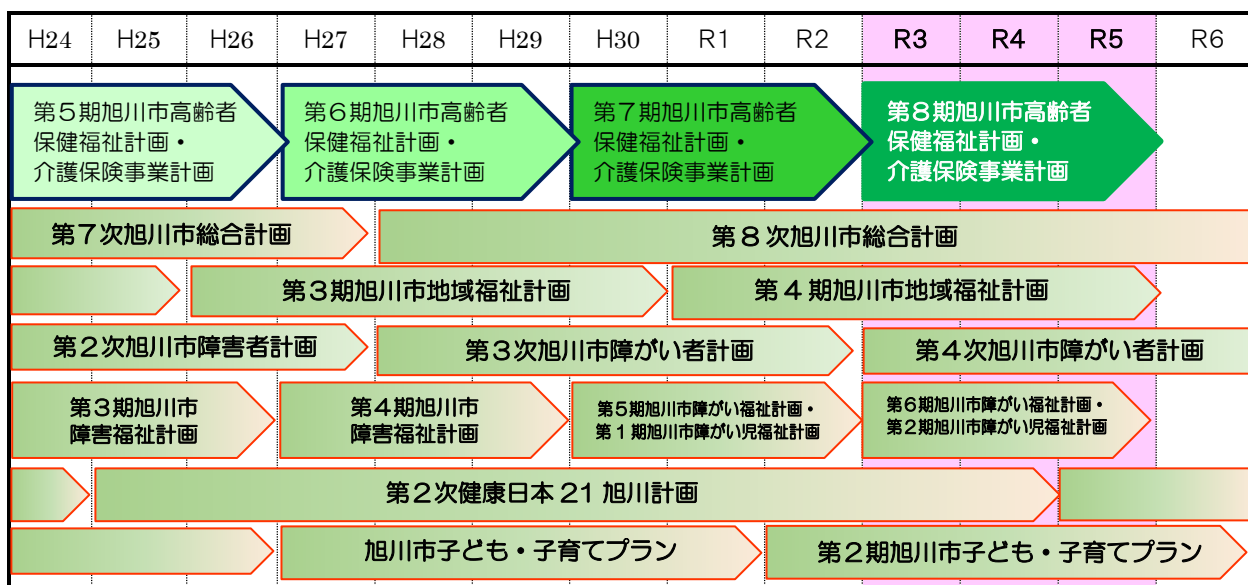
第8期計画の位置付け



2 計画の実施期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年計画として、関連する福祉計画と連携して施策を推進することで、既存の施策分野にとられない包括的な支援体制の構築を図ります。

本計画と関連計画の計画期間



3 計画の性格

我が国の高齢化は加速化しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和7年（2025年）以降に現役世代の急減が予想され、令和22年（2040年）頃には高齢者人口がピークとなり、以降減少に転じることが推計されています。高齢者福祉や介護保険に係る制度の設計も、こうした人口動向を見据えて行われます。

しかし、本市の高齢者人口の動向は、令和7年（2025年）頃にピークを迎えるものと推計され、国よりも15年ほど高齢化が先行している状況です。更に、特に社会的支援が必要になりやすい後期高齢者については、令和13年（2031年）頃にピークを迎えることから、向こう10年ほどは支援体制の量的な充実を検討しなければならない状況が継続します。

本市に求められることは、国の制度設計を活用しながら、本市の特性（人口動向、気候条件、地域資源など）に合った高齢者福祉を実現することです。そのため、これまで構築してきた地域包括ケアシステムを更に深化・推進し、地域の多様な課題を社会的包摂により解決できる社会（地域共生社会）にしていくことが必要です。

こうした観点を踏まえ、第8期計画においては、第7期計画で掲げた目標や具体的な施策を継承しながら、高齢者やその家族が必要なときに必要な支援を受けられることを目指し、施策を展開していくことが求められます。

第8期計画の性格

